

法定外公共物占用等許可申請の手引き

八戸市法定外公共物管理条例第 5 条の規定による法定外公共物占用等許可申請を行う場合は、八戸市法定外公共物管理条例施行規則第 2 条に定めるとおり、下記の書類を提出してください。

標準処理期間は、閉庁日を除き 10 日です。事務処理（他機関との協議等）の都合上、短期間で許可することはできませんので、工事着手予定日まで余裕を持って申請してください。

1. 提出書類 . . . 各 1 部

①許可申請書（別記第 1 号様式）

②添付書類 ※A～Fまでは必須

A. 工事施行遵守事項	<申請者と施工業者の記名・押印>
B. 位置図	<縮尺が 1 / 12, 500 程度>
C. 案内図	<縮尺が 1 / 500 ~ 1 / 1, 500 程度>
D. 公図	<農道・水路の場合>
E. 工事仕様書	<（現況と計画）平面図・断面図・構造図> ※平面図には方位を記載すること
F. 現況写真	<占用箇所を明示>
G. 舗装復旧図	<工事仕様書に記載している場合は省略可>
H. 念書	<下請け等で施工業者が 2 者以上となる場合>
I. 土地改良区の同意書	<土地改良区内の場合>
J. 占用料等減免申請書	（別記第 5 号様式） <減免対象の物件の場合>
K. その他	<必要と認められる場合>

2. 許可書の交付

許可後は、申請者へ電話連絡をしますので、処理状況についての問い合わせや連絡前の来庁はご遠慮ください。

3. 占用工事の施工

道路上で工事を行う場合は、工事着手する前に、八戸警察署長から道路交通法第 77 条に基づく道路使用許可を受けてください。

4. 原状回復届

工事完了後は、7 日以内に原状回復届（別記第 9 号様式）を 1 部提出してください。

（上記 1 の C・E と工事写真（着工前・工事中・完成）を添付）

<お問合せ先>

八戸市内丸一丁目 1 - 1 市庁別館 8 階

建設部 道路維持課 道路占用グループ

電話 0178-43-2111 （内線 4512・4511）